

**西宮中央運動公園及び
中央体育館・陸上競技場等再整備基本構想**

平成 28 年 3 月

西 宮 市

目次

はじめに

1. 計画対象地の現状	1
(1) 位置・概況	1
(2) 都市計画及び都市公園の現況.....	2
(3) 既存施設	2
(4) 市民からの要望.....	4
(5) 上位計画での位置付け.....	5
(6) その他関連計画の位置付け.....	6
2. 計画対象地の課題	8
(1) 法的条件への対応.....	8
(2) 各施設の課題.....	8
(3) 交通アクセス（駐車場）の課題.....	9
(4) 周辺住宅地などへの影響.....	9
(5) 地区公園としての機能.....	9
(6) スポーツ施設の必要性（ニーズ）	9
(7) 防災拠点としての整備.....	10
(8) パークマネジメント.....	10
3. 西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備のコンセプト	13
(1) 基本方針	13
(2) 施設内容	15
(3) 施設配置概要図.....	17
4. 事業手法の検討	18
(1) 事業手法の検討に当たっての前提条件.....	18
(2) 事業手法検討調査（民間事業者などの反応）	18
(3) 今後検討を行う事業手法.....	18
5. スケジュール.....	19

～はじめに～

現在の陸上競技場は昭和 32 年、テニスコートは昭和 38 年、中央体育館は昭和 40 年に竣工し、老朽化に伴う施設の再整備が急務となっている。

本整備構想では、第 4 次西宮市総合計画のまちづくりの基本目標である「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」を実現するため、運動・スポーツの機能や役割を活用し、人と人、地域と地域との交流を促すとともに、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与することが期待されている。

また、西宮中央運動公園は、市南部地域の地域防災拠点として位置付けられ、中央体育館は、指定避難所となっているため、公園と隣接する優位性を活かしたスポーツ・レクリエーション施設としての機能や災害対策活動の拠点としての機能の充実が求められている。

こうしたことから、本整備構想では、計画対象地における現状と課題を踏まえ、市民要望を的確に捉えた施設整備に向けて基本的な考え方を整理する。

1. 計画対象地の現状

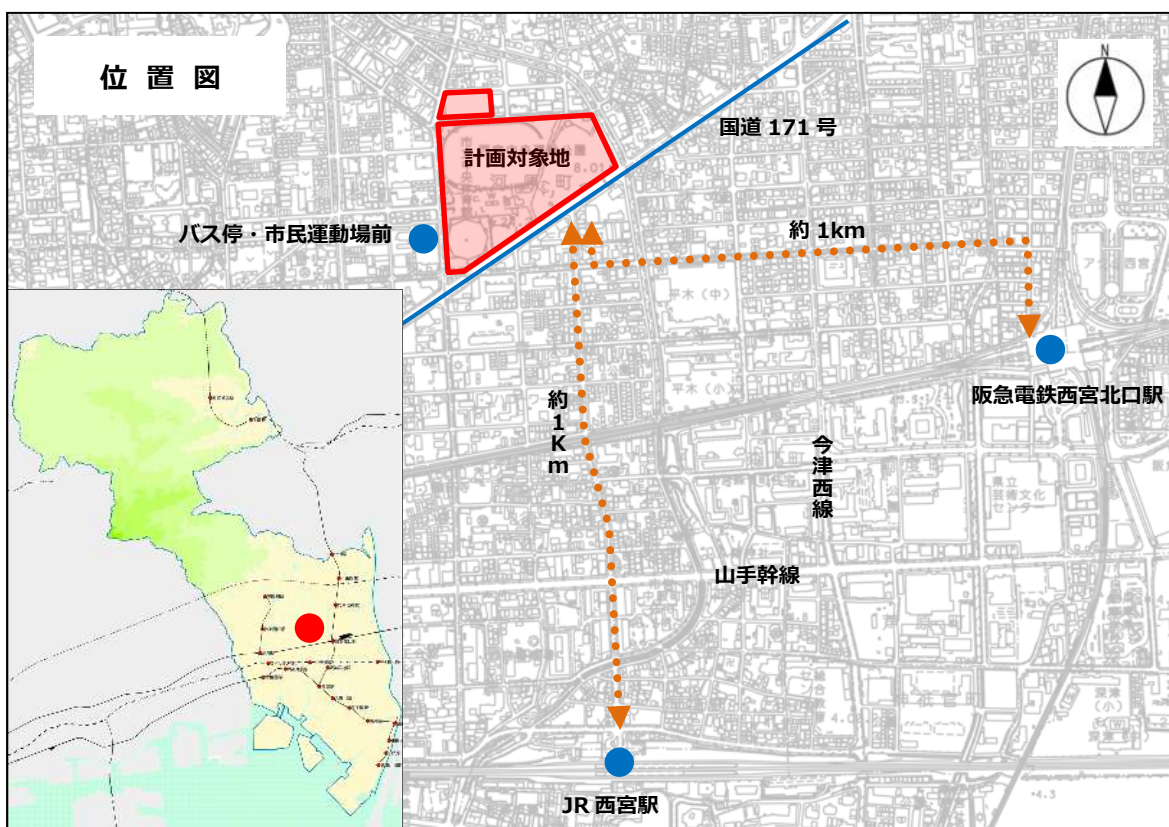
(1) 位置・概況

計画対象地は、西宮中央運動公園、中央体育館及び西宮スポーツセンターが設置されている敷地であり、本市南部地域の中心部に位置する。

計画対象地の南側には国道 171 号が接道しており、沿線には飲食店や物販店など商業施設が立地している。その他の周囲は、概ね住宅地となっている。

周辺の公共交通機関として、計画対象地の西側道路にバス停「市民運動場前」があり、また JR 西宮駅から約 1km、阪急電鉄西宮北口駅から約 1km の距離に位置している。

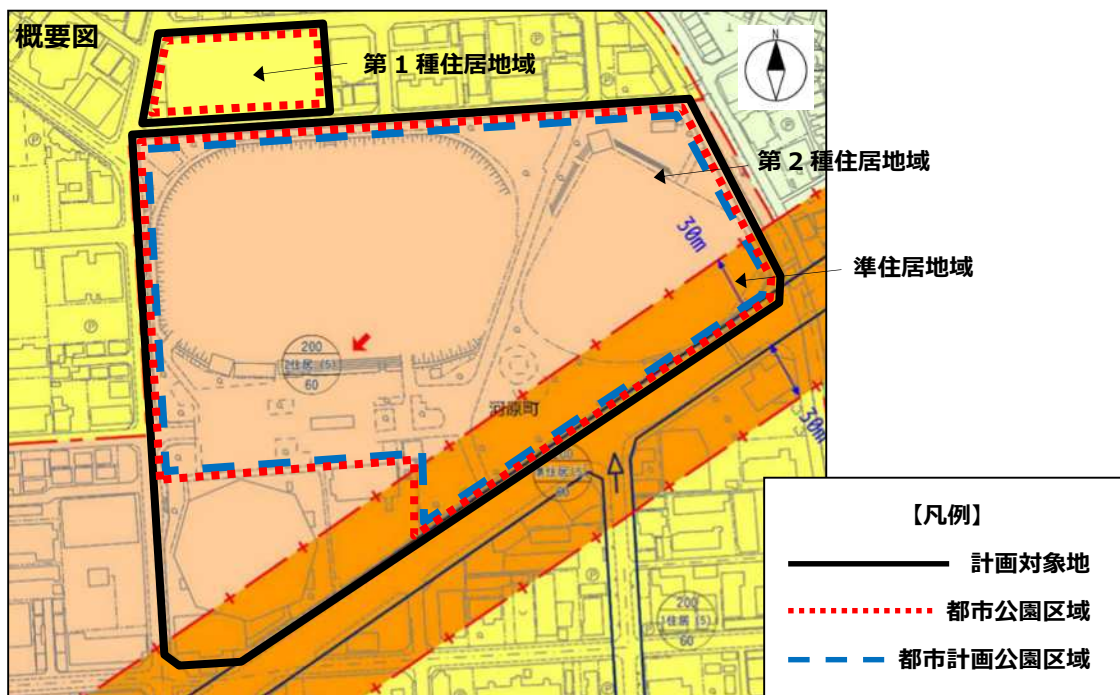
項目	内容
所在地 (地番)	・西宮市河原町 3, 3-2, 8, 23, 28-2 ・西宮市中屋町 29
計画対象地面積	・約 6.6ha
既存施設	・西宮中央運動公園（陸上競技場、テニスコート、遊具広場等） ・中央体育館（体育館、武道場） ・西宮スポーツセンター



(2) 都市計画及び都市公園の現況

計画対象地の用途区域は、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域を含んでいる。また、計画対象地の内、5.2haが都市計画公園「西宮中央運動公園」として都市計画決定されている（当初：昭和21年8月 / 最終：昭和60年2月）。

都市公園は、都市計画公園区域に中屋町の敷地を加えた55,118㎡を供用している。



(3) 既存施設

計画対象地の既存施設の概要を、下表及び次ページの現況図に示す。

区分	施設名称	概要
西宮中央運動公園	陸上競技場	第4種公認400mトラック・球技場、面積約21,600㎡
	テニスコート	砂入り人工芝コート5面、面積約3,800㎡
	多目的グラウンド	野球利用等、面積約9,500㎡
	遊具広場	遊具・砂場・多目的広場、面積約4,000㎡
	駐車場	有料、約100台収容
中央体育館	体育館	体育室・観覧席等、延床面積約4,600㎡
	武道場	剣道場・柔道場・格技場等、延床面積約1,400㎡
西宮スポーツセンター		ゴルフ練習場、マシンジム、フィットネスルーム等

現況図



遊具広場



陸上競技場



テニスコート



多目的グラウンド



中央体育館



(4) 市民からの要望

計画対象地に対する市民ニーズを総括すると以下のとおりである。

おしなべて市民の「健康志向の高まり」を背景にそのニーズをいかに充足するかが重要であるとの示唆が得られる内容である。

① 運動・スポーツに関するアンケート結果（平成 24 年）より（有効標本数=1,385）

■ 利用したことがある施設

- ・スポーツ施設を「利用したことはない」が、いずれの施設も過半数を占めている。一方、利用したことがある施設は、いずれも「市内の公立施設」が最も多く、なかでも体育館（屋内施設）が 25.3%で最も高くなっている。

■ 中央体育館に対する評価

- ・“交通の便が良い”では「そう思わない」、「あまりそう思わない」をあわせた割合が 43.0%となっている。それ以外の項目では「どちらとも言えない」が最も多く、いずれも「まあそう思う」と「そう思う」を合わせた割合（評価する意見）より「そう思わない」、「あまりそう思わない」をあわせた割合（評価しない意見）のほうが高い。

■ 希望する施設内容

- ・市立体育館にあると良い施設については、「プール」が 49.0%で最も多く、次いで「トレーニングルーム」が 45.1%、体育館以外にあれば良い施設については、「多目的運動場」が 45.5%で最も多く、「テニスコート」が 22.8%と続いている。

② 市ホームページを活用したアンケート結果（平成 27 年）より（有効標本数=30）

■ 西宮中央運動公園の利用頻度

- ・月に 1 回以上(30%)、ほとんど利用しない(30%)、次いで週 1 回以上(27%)となっている。

■ 来園交通手段

- ・徒歩(50%)が最も高く、次いで自転車(43%)、自家用車(27%)となっている。

■ 来園目的

- ・スポーツ観戦・応援(50%)が最も高く、次いで遊具遊び(37%)、散歩・ジョギング(33%)となっている。

■ リニューアルの方向

- ・多くの人が気軽に健康づくりができる公園(67%)、遊具や広場で子供が安心して遊べる公園(63%)が 6 割以上を占め、次いで災害時の避難場所となる公園(57%)、自然とふれあえる公園(53%)となっている。

■ 充実すべきサービス内容

- ・今後の公園のサービス要望別では、ジョギングコースや健康遊具等健康づくり施設の充実(63%)、遊具や広場等子供の遊び場の充実(60%)、緑の中で憩える休息スペース(60%)が 6 割以上を占め、次いで駐車場(40%)が 4 割となっている。

(5) 上位計画での位置付け

計画対象地の再整備の方向性を一定規定する上位計画は以下のとおりである。

① 「スポーツ基本法」平成23年8月施行

基本的施策では、スポーツの推進のための基盤となるスポーツ施設の整備などについて、「国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とし、「スポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努める」と定めている。

② 「スポーツ基本計画」計画期間：10年間程度を見通した平成24年度から概ね5年

スポーツ基本法に示された理念の実現に向け、スポーツ基本計画が策定され、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を創出するため、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を政策課題とし、スポーツの推進に取り組むとしている。

③ 「兵庫県スポーツ推進計画」計画期間：平成24年度～33年度

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法に基づき策定された、スポーツ基本計画の方針を踏まえた兵庫県のスポーツ施策に関する基本計画では、重点目標として、「競技力レベルの向上」、「手軽に参加できるスポーツ環境の整備」などを掲げている。

④ 「第4次西宮市総合計画（中間改定）」平成26年度改定 計画期間：平成21年度～30年度

本市の総合計画では、「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」をまちづくりの基本目標と掲げ、将来のまちのイメージとして基本構想では、「市民一人ひとりが輝いて生きるまち」を実現したいとしている。

基本計画各論「いきがい・つながり」の施策「スポーツ・レクリエーション活動の推進」の基本方針には、「多くの市民が各種スポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康の保持・増進や体力の向上をめざすとともに、スポーツ・レクリエーションを通じたさわやかな交流が促進され、生き生きとした生活ができる社会をめざします」と定められており、主な施策展開「スポーツ・レクリエーション施設の充実」において、「市民ニーズを把握し、公民の役割分担を踏まえ、市民が快適で安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、市内体育施設の整備と適切な維持管理に努めます。新中央体育館

と新陸上競技場については、市民要望を的確に捉えて、中核市にふさわしい施設整備の検討を進める」としている。

⑤ **「西宮市スポーツ推進計画」 計画期間：平成 26 年度～35 年度**

基本方針「スポーツ施設の整備について」の「市民ニーズを反映したスポーツ施設の整備」では、目標として「将来の人口減少に備え、持続可能な施設整備を基本として、経費の節減を図りながら、市民の利便性を高めるため、長期的な視点にたったスポーツ施設の整備に取り組む」とし、「競技力向上のための整備」では、「アスリートの育成など競技力の向上を推進する体制として、中央体育館をはじめとする市内各所のスポーツ施設を整備するとともに、大学・企業等関係団体と連携して、競技に必要な施設を確保する」と掲げている。

(6) その他関連計画の位置付け

計画対象地の再整備の検討に際し、留意すべき関連計画などは以下のとおりである。

① **「西宮市地域防災計画」 計画期間：昭和 38 年～**

西宮中央運動公園は「ヘリポートを設置し、負傷者や病人等の救護と応援要員の集積を行うとともに、避難のための防災空地として位置付ける」地域防災拠点に指定している。

また、中央体育館は、地区防災ブロックの上ヶ原地区における、891 人を収容する指定避難所である。

さらに、西宮中央運動公園及び中央体育館に隣接する国道 171 号は、緊急輸送道路に指定されている。

② **「西宮市の都市計画に関する基本方針（都市計画マスタープラン）」 計画期間：平成 23 年度から概ね 10 年間**

市域全体のまちづくりの基本方針として、「緑と水を身近にする」、「環境と共生する」、「地域の個性を活かす」、「都市の魅力を高める」、「安全と安心を守る」、「元気にぎわいを生み出す」、「地域のチカラを高める」の 7 つの方針を掲げている。

③ **「西宮市緑の基本計画」 計画期間：平成 14 年度～34 年度**

西宮中央運動公園は、本計画の「緑の将来像」において、東川を中心とした緑のネットワークを形成する主要な公園として位置付けられ、本事業箇所は緑化を先導的に推進する「緑化モデル地区」に該当している。

④ **「西宮市都市景観形成基本計画」平成 19 年改定（平成元年策定）**

西宮中央運動公園と中央体育館は本庁北地区に該当しており、景観テーマとして「自然の水辺と緑をまもり、そだてること」、「山麓部や夙川周辺の緑を活かした住宅地をまもり、つくり、そだてること」、「歴史ある住宅地のおもむきをまもり、そだてること」という取り組み方針を定めている。

⑤ **「西宮版総合戦略」計画期間：平成 27 年度～31 年度**

「西宮らしい暮らし」を楽しむまち～ライフスタイル発信都市を基本コンセプトに、「芸術文化・スポーツに触れる機会の促進」や「都市ブランドの発信強化」などが基本目標である。

2. 計画対象地の課題

(1) 法的条件への対応

① 都市計画法関係

公園の区域や土地利用の変更に伴う都市計画公園の変更、及び観覧場を備えた新体育館・新陸上競技場の計画にあわせた、用途地域の制限を緩和する手法を検討する必要がある。

② 都市公園法関係

既存の運動施設の合計面積が公園面積の50%を超えており、都市公園法上の不適合となっている。このため、再整備においては、必要な施設と規模を検討する必要がある。

(2) 各施設の課題

① 体育館

稼働率が90%以上と高くなっており、各種大会の先行予約などにより、休日における一般利用が困難な状況にある。

また、サブアリーナがなく大規模な大会に対応しておらず、バリアフリーにも対応できていない。

② 武道場

稼働率は約70%であり、各種大会の先行予約などにより、休日を中心に一般利用はやや困難な状況にある。

また、施設の特性・面積などから幅広い種目での利用が難しく、バリアフリーにも対応できていない。

③ 陸上競技場

機能劣化が著しく、アスリート育成など競技力向上を推進する施設としての整備が求められている。

④ テニスコート

施設の老朽化と、近隣住宅に対する騒音、夜間照明による影響について検討する必要がある。

⑤ 多目的グラウンド

平成10年に甲子園浜野球場を整備しており、廃止の方向で検討する。

⑥ 西宮スポーツセンター

今回の整備に当たっては、同一敷地内に所在する公益財団法人西宮スポーツセンターとの協議が重要である。

(3) 交通アクセス（駐車場）の課題

既存の駐車場台数（約 100 台）では、大規模大会開催時に来場する自動車数を全て収容できない時間帯が生じ、満車や、入庫待ちの自動車の滞留が発生している。

また、接道部から入場ゲートまでの距離が短いこと、駐車場への進入経路となる西側道路（市道西 715 号）において北行車線から駐車場に進入する右折レーンが無いことなどにより交通渋滞を誘発しやすい形態となっている。

再整備においては、駐車場台数の増設、また駐車場の複数化や進入経路の改良などが求められる。

(4) 周辺住宅地などへの影響

テニスコート・陸上競技場に面して住戸が立ち並んでいるため、夜間の照明漏れや施設利用騒音に配慮が必要となっている。

(5) 地区公園としての機能

西宮中央運動公園は地区公園に位置付けられ、周辺の市民に休息、遊戯、散歩などのレクリエーションを供する機能が求められる。

計画対象地は周辺に都市公園が少ない地域であるため（平成 26 年度に調査した 41 の小学校区別における一人当たりの都市公園・児童遊園等面積では、計画対象地に隣接する大社小学校区は 41 位、平木小学校区は 26 位となっている）、再整備においては、より充実した子供の遊び場や緑に囲まれた憩いの場を確保する必要がある。

(6) スポーツ施設の必要性（ニーズ）

① トップスポーツへの対応

【体育館】

現在の西宮中央運動公園への来園目的では、市ホームページを活用したアンケート結果（平成 27 年）によると「スポーツ観戦・応援」が 50%と最も高く、自らの健康づくり（するスポーツ）とあわせて、「観るスポーツ」の重要性が示唆される。

西宮中央運動公園の体育館については、2016 年秋に開幕するプロバスケットボールの B リーグに所属する西宮ストークス（開幕時には 2 部）のホームアリーナとなっている。B リーグによると、今後クラブライセンス制度が採択され、その基準は次のとおりである。

西宮中央運動公園の再整備に当たって更新される体育館の入場可能規模については、5,000 人で検討する必要がある。

階 層	Bリーグ クラブライセンス基準
1 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームアリーナの入場可能数 5,000 人(※) ・年間試合数の 8 割のホームゲームを実施できるホームアリーナの確保
2 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームアリーナの入場可能数 3,000 人(※) ・年間試合数の原則 8 割のホームゲームを実施できるホームアリーナの確保

(※)アリーナ内に設置する仮設席・立見含む

Bリーグだけではなく、すでに一定の観客動員実績を持つVリーグ（バレーボール）の試合誘致も想定することが必要となる（JT マーヴェラスの練習場は西宮市内の JT バレーボール部体育館、津門住江町）。

これまでの体育館は「観客」よりも「競技者」のための施設であったが、上記のようなトップスポーツへの対応を可能とする体育館は、選手や関係者だけでなく、観客にとっても快適な観戦環境を提供することが重要視される。

このようなアリーナでは、スポーツだけではなく、音楽や文化イベントなど様々な利用に供することが可能となる。

② プールなど民間がすでに整備している施設に対する考え方

すでに一定数が民間において整備されている施設（11～12 頁の民間スポーツ施設一覧表・分布図参照）については、設置目的、整備費用、維持管理費用、運用形態など費用対効果の観点から今後慎重に検討を行う。

(7) 防災拠点としての整備

西宮中央運動公園は、地域防災拠点として位置付けているため、災害対策活動の拠点としての機能を総合的に備える必要がある。

また、体育館は指定避難所になっていることから、建替え工事の期間においても現状の体育館を利用できるような計画にする必要がある。

(8) パークマネジメント

体育館や陸上競技場などが公園と一体となり、市民にとって魅力的な空間となるためには、施設などの管理運営が施設ごとに分割されるのではなく、一体的な管理運営、すなわちパークマネジメントが必要となる。

さらに、西宮版総合戦略の基本コンセプト「西宮らしい暮らし」を楽しむまち～ライフスタイル発信都市を、スポーツを通じて実現していくためには、行政のみの知見ではなく、広く民間の知恵やノウハウを導入することも検討する。

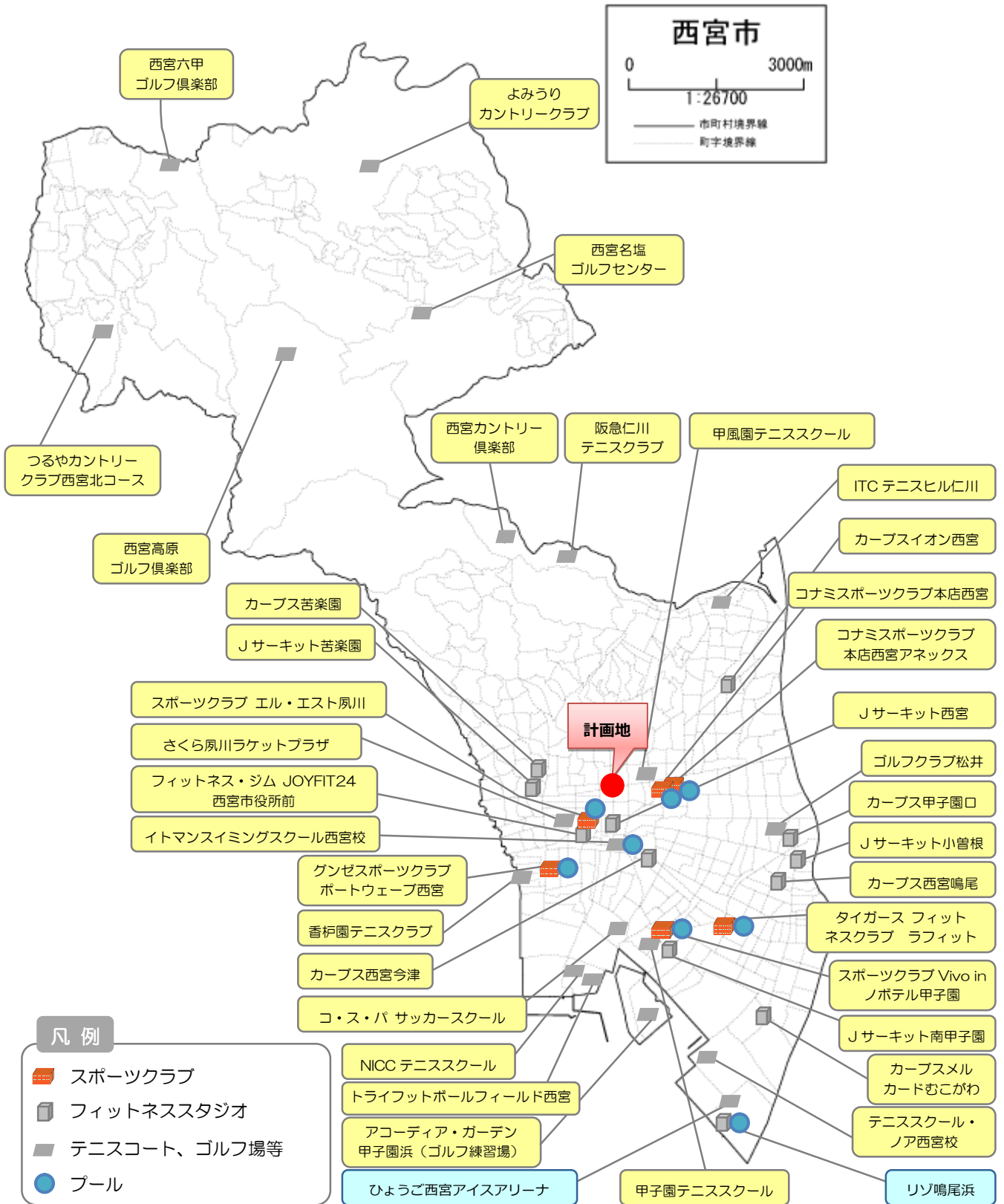
西宮市内の主な民間スポーツ施設一覧表

平成 28 年 2 月現在 順不同

名称	開設年	プール	住所
グンゼスポーツクラブポートウェーブ西宮	2005 年	25m×6 コース 25m×3 コース	建石町 1-6
タイガースフィットネスクラブ ラフィット	1991 年	20m×4 コース	甲子園七番町 1-27
コナミススポーツクラブ本店西宮	2006 年	50m×10 コース	高松町 3-7
コナミススポーツクラブ本店西宮アネックス	2005 年	25m×6 コース	森下町 10-21
スポーツクラブ Vivo in ノホテル甲子園	2014 年	25m×4 コース	甲子園高潮町 3-30 ノホテル甲子園 4 階 5 階
スポーツクラブ エル・エスト夙川	2004 年リニューアル	25m×5 コース	神楽町 9-5
イトマンスイミングスクール西宮校	1995 年	25m×6 コース	染殿町 4-18
コ・ス・パ サッカースクール	1986 年		今津西浜町 1-1 (大阪ガス今津グラウンド)
阪急仁川テニスクラブ	1974 年		仁川町 6 丁目 15-22
テニススクール・ノア西宮校	1998 年		鳴尾浜 1 丁目 1-3
ITC テニスヒル仁川	2000 年		段上町 5 丁目 3-61
甲子園テニススクール	1981 年		甲子園洲島町 5-40
甲風園テニススクール			甲風園 3 丁目 10-3
NICC テニススクール	2001 年		西宮浜 1 丁目 31
トライフットボールフィールド西宮浜	2013 年		西宮浜 1 丁目 37
さくら夙川ラケットブラザ	1999 年		千歳町 2-14
香栞園テニスクラブ			大浜町 2-48
アコーディア・ガーデン甲子園浜 (ゴルフ練習場)	2009 年		甲子園浜 1 丁目 7-2
ゴルフクラブ松井			松山町 8
西宮名塩ゴルフセンター			塩瀬町名塩 4999-1
西宮六甲ゴルフ倶楽部			山口町下山口字高丸 1645-1
西宮高原ゴルフ倶楽部	1963 年		山口町船坂 2013
つるやカントリークラブ西宮北コース	2000 年		山口町上山口 2192
西宮カントリー倶楽部	1954 年		仁川町 6 丁目 19-7
カーブス甲子園口			甲子園口 3 丁目 15-12 安澤ビル 3 階
カーブスイオン西宮			林田町 2-24
カーブス西宮鳴尾			小松北町 2 丁目 1-1 第 31 ヒグチビル 301 号
カーブスメルカードむこがわ			高須町 1 丁目 1-2 メルカードむこがわ 2 階
カーブス苦楽園			南越木岩町 11-6 苦楽園エクセルビル 3 階
カーブス西宮今津			今津水波町 3-10
Jサーキット南甲子園	2002 年		南甲子園 2 丁目 2-4 ルベラーヂュ甲子園 1 階
Jサーキット小曾根			小曾根町 4 丁目 8-30
Jサーキット苦楽園			久出ヶ谷町 10-45 イル・ロゼオ 2 階
Jサーキット西宮			産所町 15-12 パーティビル 2 階
フィットネス・ジム JOYFIT24 西宮市役所前			六湛寺町 9-25 デルファール西宮 2 階
よみうりカントリークラブ	1961 年		塩瀬町名塩北山
ひょうご西宮アイスアリーナ	2013 年		鳴尾浜 1 丁目 16-9
リソ鳴尾浜	1992 年	25m×6 コース 屋内 1,368 m ² 屋外 1,580 m ²	鳴尾浜 3 丁目 13

民間スポーツ施設分布図

平成 28 年 2 月現在



3. 西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備のコンセプト

(1) 基本方針

【基本的な考え方】

本市のスポーツ推進の中核をなす総合運動施設として、市民の誰もが快適で安全にスポーツに親しめる環境を整備し、競技力向上の推進や生涯スポーツの振興を図るとともに、トップスポーツゲームを観戦できるまちの実現やスポーツを通じた豊かなまちづくりを目指す。

また、災害対策活動の拠点としての機能を総合的に備える施設整備を行う。

この基本的な考え方を踏まえ、整備方針は以下のとおりとする。

① スポーツ活動や健康づくりの促進につながる施設

- ・幅広い年齢層、幅広いスポーツレベルの人が利用しやすく、安全にスポーツを楽しむことができる機能を備える運動施設とする。
- ・それぞれの関心やニーズに応じたスポーツや健康に関する情報提供を行い、継続して運動を行うことができる運動施設を目指す。
- ・誰もがいつまでも健康で生き生きと暮らしていけるよう、年齢、性別、障害の有無に関わらず、それぞれの関心・適性などに応じて、気軽に健康づくり、体力づくりを行える環境を整備する。
- ・多様なスポーツ活動を「する」機会を提供し、「する」・「観る」・「支える」スポーツのバランスの取れた利用しやすい運動施設を目指す。

② トップレベルのスポーツに対応した総合運動施設

- ・トップスポーツの試合を身近に「観る」ことで、市民にスポーツの素晴らしさや楽しさを体感できる環境を整備し、スポーツへの関心を高める。
- ・スポーツ推進の中核施設として、大規模な各種スポーツ競技大会に対応できる運動施設の整備を行う。
- ・トップスポーツに最適な環境を整え、機能の充実を図るとともに、円滑な試合運営ができる運動施設とする。
- ・大規模な試合観戦ができる集客施設として、適切に対応した公園や運動施設の整備を行う。

- ・競技スポーツの振興拠点としての役割を担い、競技力の向上に向けた人材の育成を図るため、必要なスポーツ環境の施設整備を行う。

③ 緑豊かなスポーツと文化の交流施設

- ・緑の中で子供が遊び、多くの人が憩える空間を創出し、スポーツをしない人も行きたくするような魅力があり、誰もが何度でも気軽に訪れる施設を目指す。
- ・体育館や陸上競技場などが公園と一体となっている立地を活かし、緑豊かな運動施設とする。
- ・公園の魅力向上や地域の活性化を図る「スポーツ+α」の価値を創出し、西宮版総合戦略の基本コンセプト「西宮らしい暮らし」を楽しむまち～ライフスタイル発信都市の基本目標である「芸術文化・スポーツに触れる機会の促進」や「都市ブランドの発信強化」などにつながる、賑わいのある文化的機能も導入する。

④ 誰もが利用しやすく、環境に配慮した施設

I 誰もが利用しやすい施設

- ・ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮し、誰もが利用しやすい公園・運動施設の整備を行う。
- ・利用者の利便性や施設利用の効率性に配慮しながら運動施設の運営を行う。

II 環境に優しい施設

- ・公共施設として、自然エネルギーの活用などを検討し、環境負荷低減及びランニングコストに配慮した運動施設とする。
- ・周辺地域の良好なまちなみ形成に寄与するよう、周囲の景観・環境と調和がとれた施設とする。

⑤ 防災機能を総合的に備えた施設

I 地域防災拠点

- ・災害時の救援・救護、復旧活動などの災害対策活動の拠点となる空地や設備の整備を行う。

II 災害時の避難施設

- ・周辺地域の指定避難所としての機能を備えた体育館の整備を行う。

(2) 施設内容

① 整備対象施設区分の考え方

整備対象施設については、次の区分設定を行う。

I 再整備必要施設 市として再整備することが必要な施設

II 再整備条件施設 市として一定の条件を満たす場合に再整備する施設

III 整備提案施設 市としては再整備しないが、民間事業者による提案として整備する施設

② 整備対象施設区分

区分	施設区分の考え方	施設名称	主たる機能	施設概要等	課題に対する方向性
I 再整備必要施設	市として再整備することが必要な施設	○全施設共通	・ 地域防災拠点	・ 備蓄庫等	・ 防災拠点として、防災上必要な設備を備える
		○体育館	・ 全体建築面積 約 6,000 m ² ・ 全体延床面積 約 12,000 m ² (地下駐車場除く)		・ トップスポーツへの対応を可能とするよう機能更新を図る ・ 各種大会の先行予約などにより、休日での一般利用が困難なため、施設規模の拡大などを行い、利用率の緩和を図る ・ 既存不適格となっているため、必要な運動施設及び規模を見直し、都市公園法で定められている運動施設面積に適合させる
			メインアリーナ	・ 観客 5,000 人収容 (立見・仮設席含む) ・ Bリーグ (バスケットボール)、Vリーグ (バレーボール) などのプロスポーツ対応 ・ 分割利用を可能とする ・ 各種イベント対応	
			サブアリーナ	・ バスケットボール 1 面、バレーボール 2 面以上	
			武道場	・ 柔・剣道場 (畳可動式) ・ 格技室	
管理諸室等	・ 会議室、更衣・シャワー室、トイレ、管理事務室、器具庫等				

		○陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・全体建築面積 約 500 m² ・全体延床面積 約 500 m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能劣化が著しいため更新を図り、競技力の向上に資する ・周辺住宅地などへの影響を考慮し、騒音などの対策を行う 	
		競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・第4種公認陸上競技場に準ずる（トラックは第1種同等とする） ・人工芝のフィールド（天然芝も検討） ・サッカー、アメリカンフットボール対応 		
		観覧席	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000人程度のメインスタンド（屋根付き） 		
		管理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室、更衣・シャワー室、トイレ、管理事務室、器具庫等 		
		○テニスコート		（面数及び配置場所は未定）	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住宅地などへの影響を考慮し、騒音などの対策を行う
		○広場・園路	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の遊び場 ・憩いの場 ・健康づくりの場 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や幼児の遊具及び健康遊具を配置した緑豊かな広場 ・ランニングや散策が楽しめる園路 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園が少ない周辺地域の特性を踏まえ、現状以上の広さを確保した緑の空間を創出する
○駐車場	常設駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館地下駐車場：150台～200台 ・屋外駐車場：50台～100台 	<ul style="list-style-type: none"> ・満車や交通渋滞の緩和を図るため、利用実績などを踏まえた調査・分析による駐車場台数及び配置の設定を行う 		
	臨時駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・100台以上（広場の活用） 			
Ⅱ 再整備条件施設	市として一定の条件を満たす場合に再整備する施設	○プール	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的、整備費用、維持管理費用、運用形態など費用対効果の観点から検討中 		
		○トレーニングルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的、整備費用、維持管理費用、運用形態など費用対効果の観点から検討中 		
Ⅲ 整備提案施設	市としては再整備しないが、民間事業者による提案として整備する施設	<ul style="list-style-type: none"> ○プール（再掲） ○トレーニングルーム（再掲） ○カフェ ○レストラン ○スポーツクリニック ○その他民間収益施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関連施設のみならず、商業施設等、幅広い種別の民間施設の導入を検討中 		

(3) 施設配置概要図

西宮中央運動公園再整備 施設配置概要図 (案)



配置計画の考え方

- ・陸上競技場と体育館をつなぐようスポーツ&レクリエーションゾーンを配置し、市民の健康づくりの拠点とするとともに、スポーツ文化交流ゾーンでの日常的賑わいにより『スポーツと文化の融合的空間』を生み出す。
- ・再整備中も既存体育館の継続利用ができよう新体育館を配置する。

スポーツ&レクリエーションゾーン

- 子供の遊び場**
 - ・周辺は公園が少ない地域であるため(小学校区内の公園等面積の順位：大社=41位、平木=26位)、再整備においては、より充実した子供の遊び場を創出する。
- 市民の健康づくりの場**
 - ・健康遊具等を配置し、多くの人が気軽に健康づくりができる場とする。また園内にはランニング・ウォーキングコースを設置する。
- 防災活動の場**
 - ・災害対策活動の拠点として活用できる広場を確保する。



スポーツ文化交流ゾーン (民活ゾーン)

- スポーツ+文化の拠点**
 - ・公園の魅力向上及び地域活性化を図るため、「スポーツ+a」の価値を生み出す飲食・物販等の新たな市民サービスを、民間活力を導入し創出する。



屋内競技ゾーン、トラック競技・屋外競技ゾーン、テニスコート

- 体育館機能の強化**
 - ・体育館フロア面積増、サブアリーナ設置、イベント対応設備の整備等
- 陸上競技場機能の強化**
 - ・全天候型トラック、フィールドの整備等
- テニスコート整備**



駐車場

- ・体育館地下駐車場 (150~200台) と平面駐車場 (50~100台) の2箇所を配置する。
- ・大規模イベント時はスポーツ&レクリエーションゾーンの一部を臨時駐車場として活用する。

※上記概要図は、施設の配置イメージをまとめたものであり、今後、詳細設計などにより変更となる場合がある。

4. 事業手法の検討

(1) 事業手法の検討に当たっての前提条件

西宮中央運動公園再整備の事業手法の検討に当たっての前提条件は次のとおり。

- ・より効率的かつ効果的に質の高い公共サービスの提供を図る
- ・民間資金・ノウハウなどの活用を含みつつ、市の財政的な負担低減を図る
- ・国が示す「地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続簡易化マニュアル」を参考に、事業手法選択にかかる検討期間の短縮を図る

(2) 事業手法検討調査（民間事業者などの反応）

P F I 手法などの導入可能性について実施した市場調査（マーケット・サウンディング）によると、本事業に対する各業界（建設会社、運営会社、維持管理会社等）の興味は非常に高いことがわかった。

また施設単体ではなく、一体の事業とすることで、立地を活かした民間収益事業の導入可能性も広がり、西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等の魅力向上が大いに期待される結果であった。

(3) 今後検討を行う事業手法

今回の事業手法検討調査から、従来手法に比して、P F I / P P P 手法よる総事業費の削減効果が期待されることから、西宮中央運動公園再整備の事業手法については、従来手法の他に、P F I 手法などによる、D B O 方式、B T O 方式を基本とし、今後の V F M 算出などを経て定量評価を行う。

また、西宮中央運動公園全体の魅力の向上を実現するパークマネジメントの観点から定性評価も行い、別途庁内に設置している P F I 検討委員会にて、平成 28 年秋までを目処に事業手法の検討を行っていく。

5. スケジュール

西宮中央運動公園再整備の必要性が認められ、事業化が滞りなく進むと仮定した場合、概ね下表のようなスケジュールが想定される。

年次	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
国内外でのスポーツ関連イベント等	ラグビーW杯イングランド大会／サッカー女子W杯(カナダ)／世界陸上(北京)	リオ五輪／Bリーグ開幕	世界陸上(ロンドン)	サッカーW杯(ロシア)	ラグビーW杯日本大会／サッカー女子W杯(フランス)／世界陸上(ドーハ)	東京五輪	関西ワールドマスターズゲームズ／世界陸上(ユージーン)	サッカーW杯(カタール)				
従来手法	■基本構想 ■事業手法調査	■事業手法選択 ■パブリックコメント	■基本計画策定	■設計発注準備 ■基本設計	■実施設計 工事入札準備■	■一期工事(体育館)着手 (41ヶ月)		★体育館供用開始 ■二期工事(陸上競技場) (19ヶ月)		■全面供用開始		
PFI手法等			■基本計画策定 ■事業者募集準備	■事業者募集開始 事業者選定■ PFI事業契約■		■設計(基本+実施)	■一期工事(体育館) (41ヶ月)	一期工事終了■ ■二期工事(陸上競技場) (19ヶ月)		★体育館供用開始	■全面供用開始	
都市計画変更等		←-----→				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 一定の工期短縮の可能性がある </div>						